

競技別要項【少林寺拳法競技】

1 内容・対象

- (1) 団体演武：自由団体演武（小学生低学年の部、小学生高学年の部、中学生の部）
- (2) 組演武：自由組演武（小学生7級以下の部、小学生4級～6級の部）
自由組演武（小学生3級以上の部、中学生男子の部、中学生女子の部）
- (3) 単独演武：自由単独演武（小学生7級以下の部、小学生6級以上の部）
自由単独演武（中学生の部）

※団体演武は、組演武又は単独基本演武との重複可

※組演武と単独演武の重複不可 ※組演武：男女で組む場合は男子で出場

※未就学児の参加も認める。下位の者が上位の部に出場は可能とするが、上位の者が下位の部に出場することは認めない。

2 競技内容

(1) 団体演武

- ①構成人数は、6名又は8名とする。
- ②1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は組演武を持って編成する。この条件に合わない場合は、総合点から10点減点とする。
- ・ここでいう組演武は、2人1組で行うものとする。
 - ・三人掛演武を行なった場合は、失格とする。
 - ・団体演武は、組演武又は単独演武との重複出場を可とする。
- ③単独演武は、以下の単独演武基本法形より、1構成目と6構成目でそれぞれ1技選択し、一方のみ行う。
- 天地拳第一～六系、義和拳第一、二系、龍王拳第一、三系、龍の形（逆小手）、紅卍拳、白蓮拳第一系
- ④使用できる技は、参加者の内、最上級資格者の科目までとし、構成は6構成とする。
- ⑤初段拳士が参加している場合、使用できる技は、二段科目（一般初段の習得科目）までとする。
- 使用禁止技は、後述（5）のとおり。
- ⑥胴着用は可とする。武器・法器の使用は禁止とする。
- ⑦号令・気合を合図として用いることを可とする。
- ⑧演武時間については、1分～1分30秒とする。

(2) 組演武

- ①演武は、2人の組演武とする（3人掛不可）。
- ②自由組演武とし、演武者各個人の守者側の資格に応じた範囲内の技で構成する。ただし、初段の拳士が使用できる技は、二段科目（一般初段の習得科目）までとする。自由組演武の構成は、6構成とする。使用禁止技は、後述（5）のとおり。
- ③2人の資格が違う場合は、上級者の資格の部へ参加する。
- ④自由組演武は、原則として同資格の拳士と組んで参加する。やむを得ず他資格の拳士と組む場合は、守者の資格に合わせて攻者が攻撃する。
- ⑤胴着用は可。武器・法器の使用は禁止する。

(3) 単独基本演武

- ①「全日本少年少女武道（少林寺拳法）錬成大会」に準ずる。
- ②初段拳士は自由単独演武とする。

(4) その他

- ①参加者は、申込後、昇級・昇段しても申込時の種目（資格）に参加する（帯の色、資格章等についても上記に準ずる）。
- ②各所属の各競技参加組数については制限なしとする。

(5) 使用禁止技等

①使用禁止技

- ・肘抜より前天秤・送巻天秤・逆手投・龍投・外巻天秤・切返天秤・切返巻天秤
- ・巻十字小手・上受逆手投・逆天秤・腕十字固・天秤固・逆天秤捕（二種）・吊上捕
- ・吊落・袖巻天秤・外巻落・刈足・後刈倒

②「投げに対し宙で回転する受身」については、使用禁止技とする。

③禁止技を使用した場合は、総合点から15点減点とする。

3 参加服装

全員道衣を着用すること。少林寺拳法競技規則に定められた服装規定違反がある者については、出場を認めない（受賞対象外とする）。

4 審判

本大会の審判については、一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則・審判規則に基づく。

(別表) 演武種目一覧

主 芽	武 階	規 定
白黄色帯の部	見習い～7級	
緑帯の部	6級～4級	
茶黒帯の部	3級～初段	
単独の部	7級以下	見習い～7級
	6级以上	6級～初段
団体の部	不問	